

商店街整備計画の認定の基準（中小小売商業振興法施行令第2条）

法第四条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 当該商店街振興組合等の組合員又は所属員の数が経済産業省令で定める数以上であること。
- 二 当該商店街振興組合等の組合員又は所属員の三分の二以上が中小小売商業者又は中小サービス業者であり、中小小売商業者の数が中小サービス業者の数以上であること。
- 三 法第四条第七項第一号に掲げる事項が振興指針に照らして適切なものであること。
- 四 法第四条第七項第二号及び第三号に掲げる事項が当該事業を確実に遂行するために適切なものであること。
- 五 当該商店街振興組合等の組合員又は所属員がその店舗その他の施設を新設し、又は改築する事業にあっては、当該組合員又は所属員が新設し、又は改築する店舗その他の施設の敷地面積の合計のうち中小企業者が新設し、又は改築する店舗その他の施設に係る部分が三分の二以上であり、かつ、当該組合員又は所属員の二分の一以上（経済産業省令で定める場合にあっては、当該組合員又は所属員のうち経済産業省令で定める数以上の者）が当該事業に参加すること。

中小小売商業振興法施行規則第九条

- 1 施行令二条第一号の経済産業省令で定める数は、二十人（当該商店街整備計画に係る施設又は設備が会議場施設、広場又は駐車場であるときは、五人以上）とする。
- 2 施行令二条第五号の経済産業省令で定める場合は、空き店舗等を活用する場合であって次の各号に掲げる要件に該当すると認められたときとし、同号の経済産業省令で定める数は五人とする。
 - 一 当該空き店舗等が商店街振興組合等の地区に属するものであって、当該商店街振興組合等が商店街を統一的に整備する構想を策定し、かつ、その構想を総会又は総代会において議決していること。
 - 二 当該商店街振興組合等が、前号の構想に従って当該空き店舗等を活用して行う店舗その他の施設を新設又は改築する事業について支持することを、総会又は総代会において議決していること。
 - 三 前号の事業を行おうとする者は、第一号の構想に従って事業を行うことを約していること。

商店街整備計画の認定の添付書類

- 1 当該商店街整備計画等について決議した当該商店街振興組合等の総会又は総代会の議事録の写し（中小小売商業振興法施行令第2条第5号の経済産業省令で定める場合にあっては、第9条第2項各号に掲げる要件に該当することが確認できるもの）
- 2 当該商店街振興組合等の定款
- 3 当該商店街振興組合等の組合員又は所属員の氏名又は名称、資本の額又は出資の総額、常時使用する従業員の数及び主たる事業として営む事業の種類を記載した名簿
- 4 当該商店街振興組合等の事業計画書及び収支予算書
- 5 設置する施設又は設備の配置及び構造を示す図面、
- 6 道路に施設又は設備を設置する場合であって、その設置について建築基準法（昭和25年法律第201号）第44条第1項ただし書の許可、道路法（昭和27年法律第180号）第24条の承認若しくは第32条第1項の許可、道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条第1項の許可又は消防法（昭和23年法律第186号）第7条第1項の同意を要するときは、当該許可若しくは承認又は同意を得てのこと又は得る見込みがあることを証する書面